

○農林水産省告示第二千六百二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第三十四条の規定に基づき、農林水産省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置（平成十七年十二月二十六日農林水産省告示第千九百七十八号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十七年十二月三日

農林水産大臣 森山 裕

第一項中「第一条第五項」を「第一条の二第五項」に、「第一条第二項」を「第一条の二第二項」に、「第十七条の七」を「第十七条の四」に改める。